

すくも 市議会だより

第109号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

令和3年第4回定例会は、12月7日に開会し、16日間の会期で12月22日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分1件、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める」人事議案1件、「令和3年度一般会計補正予算」など予算議案13件、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」など条例議案8件、「指定管理者の指定」などその他の議案8件の合計31議案で審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。また、第3回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた令和2年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定議案については、いずれも認定されました。

市政に対する一般質問は、13日、14日に行われ、6人の議員が質問にたちました。また、15日には議案に対する質疑が行われました。議会最終日には18歳以下の

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第3号・議案第4号・議案第27号・議案第31号）

今回の補正予算は、総額で11億264万1千円が増額され、累計で184億6693万7千円となりました。

（歳出の主なもの）

○子育て世帯への臨時特別給付金 2億7000万円

第4回（12月）定例会日程

12月7日（火） 本会議

開会、決算議案表決、議案上程、提案理由の説明、議案等精査

8日（水） 本会議

議案等精査、議案等精査

9日（木） 本会議

議案等精査、議案等精査

10日（金） 本会議

議案等精査、議案等精査

11日（土） 本会議

委員報告、質疑、討論、表決、閉会

12日（日） 本会議

委員会審査

委員会報告、質疑、討論、表決、閉会

○3回目の新型コロナウイルススワクチン接種事業 2097万8千円

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 4億3580万円

○ふるさと寄附金事業関連経費 1億6013万4千円

○防災対策費 1359万8千円

○市道改良工事費 1639万5千円

○学生応援すくもふるさと便事業委託料 302万1千円

○高齢者スマホ教室業務委託料 504万9千円

○市庁舎屋外トイレ改修工事費 574万2千円

○市営住宅等修繕料 260万円

○空き家対策総合支援事業費補助金 243万2千円

○道路河川災害復旧工事費 1221万5千円

条例

◎議案第14号「宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」

新庁舎の所在地が「宿毛市希望ヶ丘1番地」となったことから、平成30年第3回定例会において議決した「宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例」の一部を改正するものです。

◎議案第15号「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」

コミュニティバスの経路の一部である「街区」の停留所について、今後変更があった場合に速やかに対応できるように本条例の一部を改正するものです。

その他

◎議案第22号「指定管理者の指定」

「特定非営利活動法人宿毛市体育協会」を「宿毛運動公園、平田公園、宿毛市総合運動公園、宿毛市立東

部運動場、宿毛市立高砂グラウンド、宿毛市和田体育館」の指定管理者として、指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

◎議案第23号から議案第25号「指定管理者の指定」

「社会福祉法人宿毛福祉会」「宿毛市特別養護老人ホーム千寿園」及び「宿毛市中央デイケアセンター」の指定管理者として、「株式会社ピアサーティー」を「宿毛市国民宿舎椰子」の指定管理者として、指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

◎議案第28号及び議案第29号「工事請負契約の変更について」

議案第28号は、「宿毛市庁舎新築工事」について、並びに議案第29号は、「高石地区(橋梁)災害復旧工事」について、それぞれ工事内容に変更が生じたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第30号「財産の取得について」

新庁舎で利用する備品の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

人事案件

次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

増田 佳代(ますだ かよ) 氏(新任)

提出された議案

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第3号	令和3年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、介護保険事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計の補正予算について	原案可決
第13号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
第14号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第15号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第16号	宿毛市立保育所設置条例等の一部を改正する条例	原案可決
第17号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第18号	宿毛市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第19号	宿毛市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	原案可決
第20号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第21号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第22号	指定管理者の指定について	原案可決
第23号	指定管理者の指定について	原案可決
第25号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に	原案可決
第26号	ついて	
第27号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第28号	工事請負契約の変更について	原案可決
第29号	工事請負契約の変更について	原案可決
第30号	財産の取得について	原案可決
第31号	令和3年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決

一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

〔質問順位による〕

第4回（12月）定例会の一般質問は、13日、14日の2日間に6人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

平和行政について

問 平和行政の認識を問う。

答 戦争の悲惨さと平和の尊さを心に刻み継承するため、毎年戦没者追悼式典を挙行している。中学校は終戦記念日前後に平和学習を実施し、小学校は修学旅行で広島戦争記憶空間に赴き学習をしている。平和で包括的社会的促進はSDGsの観点からも必要である。

問 戦争体験の継承、戦争遺跡や資料の保存は、どのような

に取り組んでいるか。

答 宿毛歴史館では、自宅に保管している戦時資料の問い合わせ・相談への対応、経験者への聞き取り資料の作成、戦争遺跡の解説板設置などに努めており、引き続き取り組む。

問 観光や教育と連携し、地域の戦争遺跡に集い、話を聞いたり意見交換したりする企画が、検討できるか。

答 観光・教育・歴史を含め、所轄の事務局と前向きに検討していきたい。

問 3月にある核兵器禁止条約の第1回締約国会議に向け、世界核被害者フォーラムが開かれた。宿毛の太平洋核被災支援センターにも参加要請があり、ビキニ被災者の証言を

紹介した。そのインターネット動画を見ていただいた感想を聞く。

答 核被災者や家族の声などを風化させないことが大事であると再認識した。

問 核なき世界、核被災者救済に向けて宿毛市にできることを聞く。

答 宿毛市非核平和都市宣言は、核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませぬの非核三原則を、将来ともに厳守し、核兵器完全禁止のため、本市を非核都市として広く呼びかけることとしており、宣言の趣旨や目的を十分に尊重していく。ビキニ水爆に関連した健康相談は、相談者の了解を得て幡多福祉保健所へつないでおり、県と緊密に連携を図っていきたい。

問 市民が核被災者と出会い、体験を聞く会を設けてほしい。

答 直接話を聞くのは大切なことと思う。どういう形がとれるのか一緒に考えていきたい。

問 幡多でも米軍機の低空飛

行が急増している。目撃情報はどこに伝えたら良いのか。

答 情報は県に報告することになっている。市の危機管理課に一報を入れていただきたい。ホームページ等でも皆様に周知していきたい。

問 11月、オスプレイに反対する宿毛市民の会が知事宛署名1337筆を提出した際、副知事は県としてオスプレイ誘致に手を挙げることはないかと述べた。宿毛へのオスプレイ誘致は検討しないということが良いか。

答 国においては本市へのオスプレイ配備計画もなく、議論をした経緯もないので、宿毛市の姿勢として答えられるものはない。



松浦 英夫 議員

人口減少と少子・高齢化対策について

問 問題を解決しようとするなら現状を把握・分析し、原因はどこにあるのかしつかりと認識して対策を講じなければならぬ。認識を問う。

答 特に若年層の流出に歯止がかからない。人口減少を止めるため諦めることなく今後を取り組んで行く。

問 人口減少が進むことについて、どこに問題があると考えているのか。

答 他の地方都市と同様の問題があると考える。

問 高齢化が進むにつれ、人口が減り大変な思いで日々の生活を行っている方々に寄り添う活動等の推進に取り組むべきでないか。今こそ宿毛市独自の集落の実態調査を行い、問題がどこにあるのかを明らかにし対策をしていくことが重要でないか。宿毛市として、独自の集落の実態調査をする予定はあるのか問う。

答 集落の実態調査は非常に大切と思うが、高知県が行っており独自の調査は考えていない。今後は市政懇談会など様々な機会を通じて市政

運営に活かしていく。

問 市長の限界集落対策について問う。

答 様々な課題がある中で、しっかりと地域の方々のニーズも聞きながら取り組んで行く。

問 人口の減少と少子化問題を考える時、安定して働く場の確保が重要である。行政改革には反するが、職員員の正規化も少子化対策を考えた場合必要ではないか。

答 市職員のみならず働き易い職場環境の整備や安定した雇用を確保することは大切な事である。企業誘致や、産業振興等に取り組む、雇用の確保をして行きたい。

問 多子家庭等に対する財政面での支援を行うことを求める。

答 財政的に難しいが、先進事例も研究しながら取り組んで行く。

教員の長時間労働の解消について

問 今日の宿毛市の教育を考えた場合に、教員の長時間労働の解消が最も重要な課題と言われている。

答 教育現場での実態を把握するために教員との話し合い等をしてきたのか。

答 まだ実施していないが、今後考えて行きたい。

問 教員の長時間労働が教育にどのような影響を及ぼしていると考えているのか。

答 長時間労働により教職員が体調を崩すことを大変危惧している。難しい問題であるが学校と教育委員会が連携しその解消に向け取り組む。

問 長時間労働の解消に向けての取り組みについて教育長の強い決意を問う。

答 昨年度から教員の負担軽減につながる公務支援システムを導入している。これまでの取り組みを継続しながらやりがいのある職場等の環境づくりに努める。



岡崎 利久 議員

保育行政について

問 浸水エリア内にある二ノ宮保育園、私立の宿毛保育園の今後について問う。

答 津波の浸水区域にある私立宿毛保育園、二ノ宮保育園については、私立、公立関係なく、早期での高台移転が望ましいと考えている。

問 今後、私立宿毛保育園の意向も聞きながら、宿毛市全体として、市内保育園全ての園児が、安心安全に通園できるように、努めていきたいと考えている。

問 山田保育園と平田保育園について問う。

答 山田保育園と平田保育園の今後の計画については、現在、まだ方向性は決まっていないが、宿毛市立小中学校再編計画に合わせて、東部ゾーンの保育園の再編計画について

でも、包括的に検討をしていきたいと考えている。

18歳医療費無料化について

問 16歳から18歳までの子供の数について問う。

答 令和3年4月1日現在の人口で、448人である。

問 16歳から18歳まで、医療費助成を拡充した場合の試算額について問う。

答 16歳から18歳の人口450人分で試算して、年間医療費助成額が1180万円程度と想定され、一人当たり年間2万6000円程度の助成となる見込みである。

問 18歳医療費無料化について、ぜひ導入を検討していただきたいと思うが、見解を問う。

答 本市の乳幼児等医療費の助成は、平成20年10月に小学校終了まで、そして平成22年10月に、中学校終了まで、助成を拡大し、子育て世帯の負担軽減を図っている。

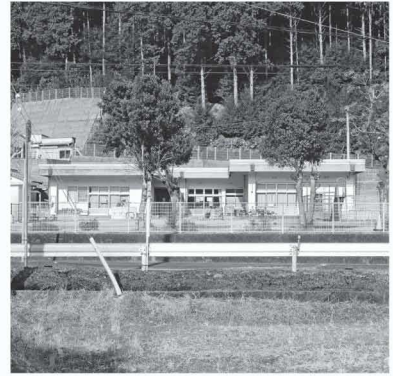


乳幼児等医療費の助成は、全国的にも18歳まで拡大する市町村が増えていて、都道府県における乳幼児等医療費に対する支援は、就学後まで拡充が進んでいる。

しかしながら、高知県では、乳幼児等医療費助成への支援は就学前にとどまっているため、就学後の医療費助成は、全額市町村負担となっている。本市は、令和3年10月の高知県市長会議において、高知県に対して、国内の状況を説明する中で、医療費の支援拡充を要請した。

医療費助成を18歳まで拡大した場合、1180万円ほどの財政負担が見込まれるが、子育てに関する経済的支援は、未来への投資であり、18歳までの医療費無料化について、今後の子育て支援並びに少子化対策として、取り組むべき施策と考えている。

今後は、引き続き、県への支援拡充の要請等、積極的な働きかけをし、令和4年度中の導入をめどに、準備を進めていきたいと考えている。



山戸 寛 議員

本人通知制度について

問 本人通知制度の概要について問う。

答 事前に登録した方の住民票や戸籍謄・抄本を第三者に公布した場合に、交付した事実を通知する制度であり、不正請求を抑制し、個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本市では平成27年1月から開始した。通知対象期間は登録から3年間で、通知対象となるものは、本籍を記

載した住民票の写し、戸籍謄・抄本となっている。

問 制度の有効性について問う。

答 各個人が自分の情報について知る機会を確保しているという観点から、不正取得する側が警戒して、不正取得を抑制する効果がある。万一不正取得があった場合でも、早期発見が期待できることになっている。

問 登録の対象について問う。

答 市の住民基本台帳もしくは戸籍に記載されている方で、除票になった方と除籍になった方も登録が可能である。

問 戸籍に関する個人情報について不正に取得されるということとは、市民全体の問題であるとするとき、市はこの制度の周知にどのように努めているのか。

答 平成26年12月と30年9月に広報誌で周知を行った。宿毛市ホームページで制度の概要や様式を掲載しているほか、窓口での提示、転入者への文書の配布を行っている。

問 この制度の導入が早かった高知市では、令和2年12月1日から3年の登録期間を廃止し無期限となった。市として高知市にならうとはどうか。

答 無期限としてしまうことで登録したこと自体を忘れたら、交付通知書が身に覚えのないものになってしまう可能性があるかもしれないか。そこで満了のお知らせを行うなど、登録失効防止の仕組みづくりを取り組んで行きたいと考えている。

個人墓地の移設について

問 宿毛市では個人墓地は申請内容の当否にかかわらず設置自体が出来ないということの間違いないか。

答 特別な事情を除き原則認めていないということである。

問 特別な事情というのとはどのような事項が該当するのか。

答 法律施行規則第7条第3号の山間その他交通の著しく不便な地域、または付近に利用することができず市町村等

もしくは公益法人の経営する墓地がない場合であって、市長が特に支障がないと認める場合と、第4号の天変事変その他の理由となっている。

問 今後どのように対処するつもりか問う。

答 個人墓地の新設に関しては、条例に照らし合わせながら、個人の諸事情を勘案する中で、許可判断を行っていく。頑なに拒否したり一切許可にならないといったことは当然ない。



川田 栄子 議員

水道事業について

問 安全で安定的な水の供給、適正な水道料金の確保について問う。

答 水道事業については黒字経営となっており、健全性を確保している。

問 上水管整備事業の予算額を問う。

答 昨年度実績は約1億8千万円、延長で約2・5キロメートル、今年度予算は約2億5千万円、延長は2・8キロメートルとなっている。

問 水道事業における施設利用率を問う。

答 平成30年度、38・8%、令和元年度38・5%、令和2年度38・9%となっており類似団体平均値59・7%を下回っている。施設利用率向上のためにはダウンサイジング化が必要であるが、その場合、多大な経費が発生し、経営状態の悪化につながるおそれがあるため、今後、需要更新及び水事情の動向を注視する。

問 施設の稼働状況が収益と なっているか有収率の確認が重要。有収率を問う。

答 30年度77・1%、令和元年度77・5%、令和2年度76・9%となっており類似団体平均82・9%を下回っている。今後一層の漏水対策を図っていく。

問 人口密度の影響を受ける配水管使用効率について問う。

答 平成30年度17・8³m³/m、令和元年度17・4³m³/m、令和2年度17・5³m³/m、類似団体平均値25・6³m³/mを下回り施設効率は低くなっているが地域的要因によると考えられる。今後人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化・耐震化に伴う更新投資の増加が見込まれるため経営の健全性を維持し、安全かつ安定した給水に努める。

一般廃棄物収集運搬事業について

問 一般廃棄物収集運搬事業の今後の計画を問う。

答 令和4年度から、橋上町、和田、坂ノ下、高砂、沖新田、新田について業務委託し、今後、民間事業者へ委託地域を拡大していく。

樺3号線について

問 樺3号線の一部が30年近くも幅員が狭まっている状態がある現状を問題と認識して

いるか問う。

答 一部の区間で幅員が狭くなっており車の通行に支障が出ている状況であったが令和2年の舗装工事で50センチ程度拡幅を行った。

問 民地側が市道へ出入り口を設定する場合、道路管理者と協議の上、工事の承認を受ける必要がある。申請書は出されているか。完成写真など現地の確認済みの記録はあるか問う。

答 申請書等の文書保存期間は10年で確認できていない。

問 この道路はのり面が支えていて、その下の沼に境界の石積みがあったと聞くが、その確認はされているか問う。

答 境界については国土調査などの測量データに基づき決まっていると理解している。

長期浸水対策について

問 長期浸水対策についての市としての動きを問う。

答 長期浸水対策に対しては、高知県による河川、海岸堤防の耐震、かさ上げによる治水対策や国土交通省のポンプ車による排水対策、消防や警察、海上保安庁などの救助機関による孤立者の救助、救出など、本市だけでなく、多くの機関と連携した取り組みが必要である。市としてはこれらの関係機関が参加する対策連絡会を開催し、対策の進捗や課題について共有を図っている。今年度は6月に全体会、7月に治水排水部会を開催し、治水排水対策、救助救出対策の進捗状況や課題について協議した。

問 排水対策について問う。

答 市街地には3ヶ所の排水機場があるが、5メートルを超える津波で全て機能が停止すると想定している。堤防の緊急復旧を実施した上で排水ポンプ車による排水を行う。

問 海岸堤防の整備により1

メートルのかさ上げとなるが、消火活動時の海水の取水に影響がないのか問う。

答 どのような構造の堤防であっても、火災現場で行っている多様な取水方法を駆使する事に加え、消防団と消防署の連携した訓練等を重ね影響を最小限に抑えるよう努める。

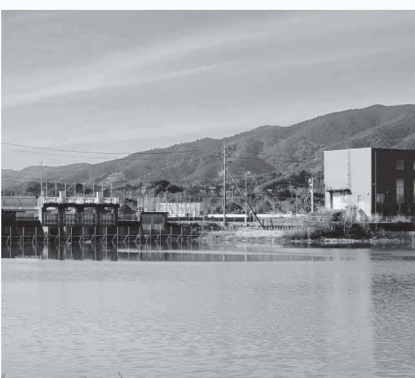
奥谷博美術館建設について

問 美術館建設に向け、現在の状況と今後の取り組みについて問う。

答 本市の単独財源だけでは困難な状況である。今後とも高知県との情報交換に積極的に取り組む。



堀 景 議員



行政視察報告

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

【総務文教常任委員会】

日時 11月18日(木)

午前10時00分より

視察地 高知県土佐清水市
視察テーマ

「給食センター建設の経緯等」

学校給食を実施していなかった土佐清水市では、平成26年度に小中学校給食検討委員会を設置し、協議・検討を行った結果、平成29年度に給食センターの建設が開始され、平成30年6月には供用開始となっています。

当時の給食数は、児童・生徒分で704食、教職員分116食の合計820食を見込み、調理機器類の検討などが行われていました。建設用地の選定が課題でしたが、給食の配送時間を考慮し、全体にバランスよく配送できる場所に決定しています。

給食センターの運営方式は、調理・配送を一括で委託しており、調理業務に当たってい

て賄うことは難しく、安定した食材の確保や価格など多くの課題がありました。地産地消率としては、食材全体で約47%を県内産で賄っていました。

日時 11月18日(木)

午後2時30分より

視察地 愛媛県愛南町
視察テーマ

「給食センター建設の経緯等」

愛南町では、平成16年の町村合併の際に、老朽化している旧町村の給食センターを統合した、新たな施設の協議・検討が行われていました。

課題となったのは、建設用地であり、配送時間や土地の広さを考慮し選定を進めていきましたが、当時は、学校の統廃合が進んでおらず、配送距離が長くなるという問題がありました。

合併後の施設や町の遊休地の活用等を検討する愛南町公共施設整備検討会において検討された結果、特別養護老人ホーム南楽荘跡地に決定されています。

用地選定後の平成22年度から基本計画・実施計画を策定し、平成24年度に建設工事、平成25年4月から供用開始となっています。

給食提供数については、建設当時は約2千食を見込んでいましたが、現在では約1千400食となっています。

調理・配送業務については、直営での運営となっており、調理業務は会計年度任用職員17名が行い、配送業務は、正職員3名と会計年度任用職員2名が行っています。

調理機器の耐用年数は10年を見込んでいますが、ヒーター等、一部の部品は一定の使用期間数で交換が必要となる物や、3年で交換しなければいけない物があり、供用開始から8年を経過した現在では、機器の修繕等、急な対応が必要な場合があります。計画的に修繕・更新を行うことを目的とした機器更新計画を策定することとしています。

地産地消の取り組みについては、土佐清水市と同様に食材納入業者を登録制とし、できる限り地元産の食材を納入していたっており、農産物の地産地消率は、町内産が約41%、県内産が約16%となっています。

◎委員考察

視察後の委員からは、「市外の大手事業者に運営を委託するメリットも一定はあるが、

市内に循環する資金が市外へ流出することにつながるため、長い目で見ると地元の事業者に担っていただくのが良いのではないか」といった意見や、「調理業務と配送業務を一括で委託すると、重労働が重なることになり、しっかりと安全管理が必要となる」といった意見がありました。

【産業厚生常任委員会】

視察テーマ

少子高齢化、過疎化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大により更に疲弊した地域社会。経済をどのように立て直すのか、活性化してゆくのか、その方策、道筋を探るべく地域電子通貨を導入した香美市、そして廃校施設を活用し観光をはじめ地域に様々な波及効果をもたらした「むろと廃校水族館」を視察先としました。

日時 11月18日(木)

午後1時30分より

視察地 高知県香美市

内容 地域電子通貨Kamica(カミカ)導入について

香美市は高知市へも車で30分程度というアクセスの良さ、利便性から市外への消費の流出が懸案事項であり市内での消費拡大が課題であった。

そこで市内での消費喚起、キャッシュレス化による非接触が新型コロナウィルス感染症対策にもあたることから地方創生臨時交付金を活用しての地域電子通貨導入への取り組みが始まった。加盟店に端末機を設置し全市民に市内の加盟店で現金チャージし利用ができるカミカカードを配布。令和3年の4月には1人あたり1万円を、続いて10月にも第2弾として1万円を付与し、利用促進に努めた。利用金額200円につき1円として利用できる1ポイントが付与されるが、今後は健診の受診者や児童クラブの加入者に記念としてポイントを付与したり加盟店が独自の特典がつけられるなど、機能の多様化、充実化を進めコロナ後の訪日客、市外からの消費の取り組み等、活用の拡大を図ることを目指している。

◎委員考察

地方創生交付金を用いて、準備期間も短い中で地域電子マネーの導入が果たせたことは、市議会議員に商工会関係者があり、商工会との連携・協力が円滑に進んだことと、担当職員の積極性・行動力に寄るところが大きいと感じた。地域通貨については、まだ

導入から日も浅く、その成果を語るには早計であろうと思われる。例えば、香美市は商工会と連携しているが、土佐清水市は市主導で事業を進めている。どちらの運営が有効であるのか、また効率的なのか判断はつき難い。電子マネーは高齢化率の高い物部地域の活用率が低いのではないかと思っていたが、他の電子マネーの取扱店も多く選択肢の幅広い土佐山田地域よりも、逆に店舗数も少なく限定的となる物部地域の方が、活用率・チャージ率が高いというのは興味深かった。当初に述べたとおり、地域通貨を本市にも導入するかどうかは、その成果・効果について、未知数の部分もあり、今後の動向を注視し検討すべきと考える。

日時 11月19日(金)
午前10時30分より

視察地 高知県室戸市

内容 むろと廃校水族館について

その名のとおりに平成17年に廃校した室戸市立椎名小学校を活用した施設である。ウミガメの実態調査や標本の保管を必要とする日本ウミガメ協議会の意向とまた、集会所、避難所を求めると地元の意向を

取り入れ、水族館と集落活動センターを併設する現在の形で平成30年4月にオープンした。運営は指定管理者制度のもとNPO法人日本ウミガメ協議会が行っており、全ての運営経費は入館料、売店の売り上げといった事業収入で賄っている。水族館自体の独自イベントはもちろんのこと市内の飲食店と協力し、サバやシイラをメニューとして提供するキャンペーンを行うなど、地域と連携した取り組みにも力を注ぎ短期間で県東部地域の観光を牽引する施設へと成長した。

◎委員考察

廃校という後ろ向きなイメージを前面に出し、イルカもペンギンもアザラシもおらず潤沢な設備投資資金もない。そのようなマイナスイメージをプラス効果に変え、県内廃校施設の最も成功した活用事例として注目を集める「むろと廃校水族館」には、学ぶべきものが多かった。古い施設を大規模改修のないまま使用しているためバリアフリー化が成されておらず、高齢者や身障者の対応等が今後の課題としながらも、従来使用されていた椅子や机、地図等の備品がそのまま残る館内は郷愁

を感じさせ、逆に若い世代には、ある種の新鮮さも感じさせる。意外性とミスマッチがより大きく魅力を引き出している。その独自性、特性を活かし話題となれば多くのマスコミが取材に訪れ、様々な媒体で紹介される。多額の広告宣伝費を使わずとも効果を生まみ出している。

カード決済や電子マネーの仕様は行わず、支払いは全て現金、料金はキリのよい設定、キャッシュレス化やデジタル化という時代の波に逆行する形であるが、それが不便だとも遅れているとも感じさせない。まさにシンプルイズベストである。アイデアや発想力を大切にしながら、徹底した合理化・省力化に努め、この種の箱もの事業が陥りやすい経営難を見事に回避し、成功に導いている。

様々な取り組みが支持されて人気を集めているが、成功は何より人だと実感する。若月館長の叡智と行動力、そして、それを支えた行政。

また、当時の市長が人口増加を目指すのではなく、交流人口の増加に重きを置いた点についても考えさせられる事例である。

常に前向きに能動的に豊かな遊び心とシビアな経営戦略で果敢に挑んでいく姿勢が事業を牽引する力であり、魅力を輝かせる源である。再度申し上げるが、最後は人が地域をつくる。

◎総括

両市ともにその取り組み、運営は開始から日も浅く一言に成否を語ることは難しいと思われるが、ともにその事業が地域に与えた影響は大きく今後の進行、展開は注目すべきものであり、大いに期待が持たれる。

地域振興、活性化を図る上で官民一体とはよく使われる言葉であるが、両者の自主性、自発性をなくしては物事は動かない、成し遂げられない。そのことを実感、体感した視察となった。

*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきました。
なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しておりますのでご覧下さい。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	欠員	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
議案第22号	×	○	○	○	○		○	×	○	○	○	×	議長	○	可決

【○：賛成 ×：反対】

● 議会用語 Q & A

Q 決算認定とは。

A 議会が、一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいいます。これは、予算が予定的見積りであるため、執行段階においては、当初の予測そのままに必ずしも執行運営されていくものとはいえ、また、歳入歳出予算のうち、議決対象となるのは、款、項、目、節のうち、款、項に限られており、具体的事業内容については、広く執行段階に任されていることなどから、予算執行の実績、結果について、改めて議会に批判、監視の機会を与え、当該地方公共団体の財政運営の適正を期することとしているものです。



★ 会議録の閲覧を ★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。
12月定例会の会議録は3月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〽 編集後記 〽

寒中お見舞い申し上げます。
新型コロナウイルスのオミクロン株が全国的に急拡散する中、当市におきましては新たな感染拡大を防ぐため、昨年12月より医療従事者へ3回目、ワクチン接種が始まり、2月中旬から本格的に進む予定となっております。地域経済の回復を念頭に置きながら、市民の皆様の声をしっかり受け止め、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に対応して参りたいと思います。

さて、今年の5月、宿毛市役所が新庁舎へ移転し公務を開始いたします。何事にも新鮮な気持ちで誠心誠意取り組みで参りますのでご指導、ご支援を宜しくお願い致します。笑顔でつながる幸せが沢山見られる年になりますようお祈り申し上げます。

堀 景

〽 編集委員会 〽

- 委員長 山戸 寛
- 副委員長 今城 隆
- 委員 堀 景
- 委員 三木 健正
- 委員 川村三千代